

広報あじす

お知らせ版



AJISU

平成2年

No.212

1 / 20

広報あじす 毎月5日 発行
お知らせ版 毎月20日 発行
山口県吉敷郡阿知須町
発行 阿知須町役場
電話 65-4111番代 754-12

印刷 よしの印刷株式会社



▲糸の位置を確かめて

たこづくりはバランスが大切

講習会は親子交流の場

また、親子のほかにおじいちゃんなど参加している子どももあり、三世代交流の場になりました。

たこづくりは「竹ひごの曲りや全体のバランスが大切」という繩村さんの話。竹ひごづくりなど一つ一つの作業に子どもたちの心は空に舞い上っていくようでした。

当日は、大沢会長の「二月四日のたこあげ大会を目指して頑張ってください」とのあいさつあと、用意された紙と大小二本の竹ひごを手に『えいだこ』の製作に取り組みました。

実技指導は、築地区の繩村正教さんと永田勝さん。会場には、江戸角だこや天草ばらもんなどが飾られ、たこづくりの雰囲気をもりあげていました。

「うまくできるかな」「これは竹ひごを曲げてつと」とたこづくりにみんな夢中! 町子ども会育成連絡協議会(大沢義雄会長)主催の『たこづくり講習会』が一月十四日に開かれ、親子六組を含む六十六人が参加しました。今年度は阿小・井小PTA、阿中育友会が後援。

当日は、大沢会長の「二月四日のたこあげ大会を目指して頑張ってください」とのあいさつあと、用意された紙と大小二本の竹ひごを手に『えいだこ』の製作に取り組みました。

実技指導は、築地区の繩村正教さんと永田勝さん。会場には、江戸角だこや天草ばらもんなどが飾られ、たこづくりの雰囲気をもりあげていました。

また、親子のほかにおじいちゃんと参加している子どももあり、三世代交流の場になりました。

たこづくりは「竹ひごの曲りや全体のバランスが大切」という繩村さんの話。竹ひごづくりなど一つ一つの作業に子どもたちの心は空に舞い上っていくようでした。

早めの申告準備を

期間は2月16日～3月15日

今年も、1月十六日から、所得税の確定申告が始まります。申告期限は三月十五日までです。

所得税は、自分自身が所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度となっています。所得金額や税額は正しく計算し、申告と納税は期限内に済ませましょう。

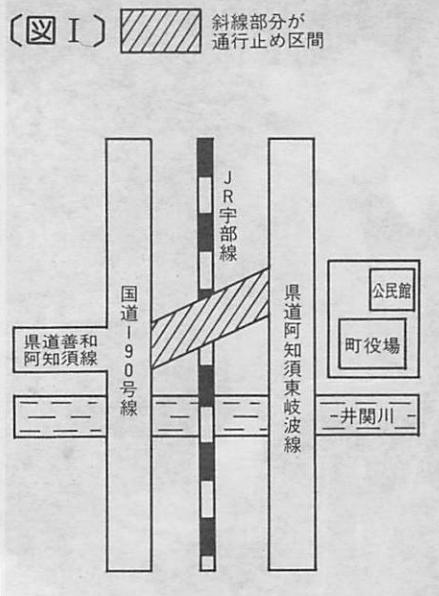
期限までに申告をしながつたり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足額の一定割合の加算税のほか延滞税も納めることになります。申告の準備は早めにしましよう。

確定申告をしなければならない人

○商業、工業、医業、農業、漁業などを営んでいる人
○地代、家賃、配当、不動産の売却などの所得のある人
昨年中の各種の所得金額の合計額が、基礎控除控除、扶養控除、その他の所得控除の合計額を超える人は必ず申告しなければなりません。

一般の人

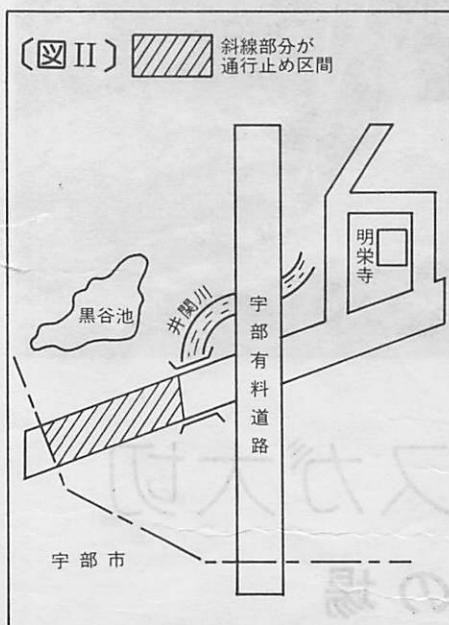
○サラリーマン(給与所得者)
○給与以外の所得が二十五百万円を超える人
○給与以外の所得が二十万円を超える人
○二か所以上から給与をもらっている人
○勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)が提出された人
○身体障害者手帳を受けておられる人はその手帳
⑥その他、所得計算に必要な行の支払調書
④源泉徴収票および各機関発行の支払調書
③生命保険料、社会保険料、医療費などの証明書・領収書



車両通行止め2か所

役場交差点前と引野町役場前交差点と国道一九〇号線間の県道約一五〇メートルが昼夜を問わず車両通行止めとなっています。(図I 参照)

役場交差点前と引野



期間は、一月十六日から二月十五日までの一ヶ月間。県道の道路改良工事のために、乗合バスを除く全車両が通りません。

の所得税は、年末調整によつて精算されるのが普通ですか。しかし、次のような人は申告することになっています。

○給与の年収が千五百万円を超過する人
○給与以外の所得が二十五万円を超える人
○二か所以上から給与をもらっている人
○勤務先から給与支払報告書(源泉徴収票)が提出された人
⑤身体障害者手帳を受けておられる人はその手帳
⑥その他、所得計算に必要な行の支払調書
④源泉徴収票および各機関発行の支払調書
③生命保険料、社会保険料、医療費などの証明書・領収書

平成元年分(昭和六十四年一月一日)～平成元年十二月三十日(祝祭日)の贈与税の申告は、二月一日から三月十五日までです。

贈与税の課税の対象となるのは、個人から贈与を受けた現金、土地、宝石など経済的価値のあるものすべてです。

三月になると、税務署の窓

他への道路をご利用ください。

また、引野から宇部市西岐波区片倉方面へ通り抜ける西岐波野口線も、道路改良工事のため通行止めを行います。場所は、中谷毬子さん宅前から宇部市との境まで約一〇〇メートル。(図II 参照)

かつた人
○日雇およびパートなどで働いている人
○昨年中に退職した人

申告する時
これだけは忘れずに
書類
⑦申告用紙(税務署から送付された人)

口は大変混雑します。忘れずには、早めに申告と納税をしましょう。

2月1日から
贈与税は



ごみの収集日	ごみの収集時間	前日午後五時～当日午前八時
2月	町指定袋の販売	町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部)宅で販売します。 ごみを直接センターへ直接持ち込み込むのは(月～土)、午前八時半～午後二時まで。(祝祭日は出せません)

可燃ゴミの収集日

阿小校区(岩倉を除く) 月・水・金

2日	5日	7日	9日	(13日)	14日	16日
19日	21日	23日	26日	28日		

井小校区(岩倉を含む) 火・土

3日	6日	10日	13日	17日	20日	24日
27日						

()は変更後の収集日です。

不燃物ゴミの収集日

(町内全域)
○ビン、ガラス、灰など
(第1、3木曜日)

1日	15日
(木)	(木)

○空缶、鉄類
(第2、4木曜日)

8日	22日
(木)	(木)

